

第6回安城市自治基本条例審議会 議事要旨

日時	令和2年2月26日(水) 11:00～12:00	
場所	市役所本庁舎 3階 第10会議室	
出席者	委員	鈴木委員、加藤委員、石川委員、大橋委員、荻野委員、加藤委員、神谷委員、塚田委員、二宗委員、野上委員、蓮池委員、前田委員、三浦委員
	事務局	市長(途中入室)、企画部長(途中入室)、行革・政策監、企画情報課長、行政課長、企画情報課長補佐、企画政策課企画政策係長、企画情報課笠原、企画情報課古澤、記録等支援2名(加藤、榊原)
傍聴者	6名	

1.開会～市民憲章唱和

【司会】:ただ今から、第6回安城市自治基本条例審議会を開会いたします。

まず、藤野委員から欠席の連絡をいただいていますので、報告します。

本日の会議は、半数以上の委員に出席いただいておりますので、自治基本条例審議会規則第4条第2項の規定により、会議は開催要件を満たし、有効に成立していますことを報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日お配りした資料として「次第」、事前にお配りした資料として、「第5回自治基本条例審議会議事内容(要約版)」、「答申案」、参考資料として「逐条解説改正イメージ」、資料10として「条例改正後の安城市自治基本条例の検証の枠組み」です。

また、「意見書」1件を机の上に置かせていただいています。これは、前回会議後事務局に寄せられた意見で、時間の都合上、読み上げて紹介することは致しませんが、ご確認ください。また意見書の内容は事務局の考え方を表すものではありませんので、ご了解ください。

また、本日も傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、市民憲章の唱和を行います。《市民憲章唱和》

2.会長挨拶

【会長】:新型コロナウイルスで皆様の職場や家庭で様々対応されていると思いますが私も先ほどまで職場で対応しておりました。こういう状況であります第6回の審議会を開催することができました。本日、安城市自治基本条例の見直しの答申をさせていただきます。最終案について、またこの会議で言えなかったことについて、最後に皆様方に今後に託すご発言をいただきたいと思います。限られた時間ではありますが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

3. 前回会議の内容について

【事務局】: 前回の審議会は、「審議事項の答申内容について」、「未審議事項の答申内容について」という資料により、答申内容の案についてご審議いただきました。

概ねご提示した資料の内容通りで了承いただきましたが、「市民の定義」に関して条例の対象である活動の範囲について、もう少し具体的な記載とした方が良いのではないかというご意見をいただきまして、検討事項とさせていただきます。

また、第26条の条例の見直しについて、様々なご意見をいただきましたが、最終的に会長より提案いただいた改正案のイメージで事務局案を修正することでご了解いただきました。以上前回会議の振り返りをさせていただきます。

4. 議題

【司会】: それでは議事に入りたいと思います。以降の取り回しは会長よろしくをお願いします。

【会長】: それでは、答申内容についての審議をしたいと思います。答申内容について、皆様からご意見ご質問がありましたらお願いしたいと思います。では、答申案を読んで来ていただいているとは思いますが、ポイントについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】: まず資料の訂正をお願いします。答申書案3頁、下から3行目、「法的な責任」とあるのを、「法的な義務を伴う責任」と訂正をお願いします。同頁中段の【第1項について】内で「責任は法的な義務を伴うもの」という表現を用いているので、これに合わせて、「法的な責任」という表現を「法的な義務を伴う責任」という表現に改めさせていただきます。

では、本題に入ります。答申内容については、概ね前回の審議会でご了承いただいた事項で記載しています。このうち、まだ委員の皆様の了解を頂いていない箇所3点について説明させていただきます。

1点目は、答申書案5ページの下の方の、3(8)第26条(条例の見直し)に関する部分です、これについては、当初の事務局案に対して、反対、賛成、修正意見、様々なご意見をいただきました。その中で何らかの年限を定めた仕組みが必要ではないかというご意見が多く、最終的に会長より「市長は、5年を超えない期間において、規則で定める市のまちづくりに関する附属機関の意見を求め、必要と認める場合には、この条例が、市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。」という案を提案いただき、これを軸に修正させていただくということで、ご了解いただきました。

その後、事務局の方で検討させていただき、会長の案に、市長が附属機関に意見として聴くべき内容を明確にするような文言を加え、現在お示ししている案とさせていただきます。

具体的には、「この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし」とあるところを、「社会状況の変化に照らし、又は5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の

推進状況について規則で定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は」として
います。

資料10をご覧ください。答申案で条例が改正された場合の検証の枠組みを図示しています。図にあるように、まず、条例の改正を必要とするような社会状況の変化があった場合、市長の判断で検証を実施します。また、5年を超えない期間ごとに、市民参加・協働の推進状況について、それぞれの附属機関に、改めて事務局から自治基本条例の内容、趣旨等を説明させていただいたうえで、市民参加・協働のより一層の推進を図っていく上で支障となっていることや新たにに取り組むべきことがあるかどうかという視点のヒアリングをさせていただきます。その中で出された意見で、新たに自治基本条例に位置付ける必要があると判断されるような意見が出された場合には、その具体的な意見を踏まえて自治基本条例の検証を実施するというように、2つのきっかけで検証を実施できるようになります。

続いて、2点目は、市民の定義についてです。前回の審議会で、市民の定義に含まれる活動について、「いかなる活動も無制限に含むものではない」と表現した箇所について、具体的に表現した方が良いというご意見をいただきました。その点を修正し、答申書案3(1)「市民の定義について(第3条関係)」の、「ただし」以下の部分(7ページ一番上)を記載していますのでご確認ください。

逐条解説の改正については、今説明した箇所以外にも、答申書案の4、8ページに記載のとおり、条文の改正に併せて改正が必要な箇所が出てきます。その部分の具体的な改正内容については、条文の改正の趣旨を踏まえて改正することで事務局に一任いただくような形にしております。同じように、市民の定義に関する解説の改正についても、答申書へは意見の趣旨、改正の方向性を記載させていただき、最終的な改正案は事務局に一任いただく形にさせていただいています。

なお、参考資料として、逐条解説の改正イメージを記載していますので、ご確認ください。記載内容はほぼ、答申案に書かれた内容を落とし込む形になっています。

最後に3点目は、安城らしさを盛り込むことについてです。答申書案7ページの下部、3(3)安城らしさをご覧ください。前回の審議会では、「若者のまちづくり参加」「文化の創造」について、条文の改正ではなく、取組への提言という形で答申書に記載することを説明させていただきました。ただ、一部の委員から「ワークショップでの審議内容を踏まえると取組への提言という形では、少し足りないのではないか」というご意見をいただきました。そのため、改めて事務局で条文へ反映できないか検討させていただきました。

しかし、元々、この条例が対象を幅広く捉え、大きな方向性を示したものであり、「若者のまちづくり参加」「文化の創造」も考え方としては、含まれているものであるので、敢えてこれらの言葉を条例の規定として盛り込むと、却って他のところ、例えばシニア世代、文化の保

存といったものに、あくまで条文だけで読んだ時にですが、力が入れていないイメージを与える可能性もあったと考えました。

一方、条文の補足をし、趣旨を明確にするということで、逐条解説の中で、頂いた意見に少し言葉も加えながら記載をすることにより、条例の意図しているところが、よりわかりやすくすることができると考えました。そのため、答申書案には、逐条解説において、その点を明確にするよう具体的に記載すべき旨を記載させていただいています。

なお、答申書への記載としては、先ほどの市民の定義のところと同様の理由により、意見の趣旨、改正の方向性を記載させていただいております。なお、こちらも先程の参考資料の裏面に逐条解説の改正イメージを記載していますので、ご確認ください。

【会長】: 今、説明を受けた部分は、前回ずいぶん審議をした内容でもありますので、改めて説明いただいたことで腑に落ちる部分もあったかと思います。この答申案の内容について、改めて確認しておきたいこと、要望等があれば伺いたいと思います。

【委員】: 5、6ページの第26条、条例の見直しのところで、「定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は」となっていて、内容自身は前回の意見に沿ったものだと思います。その要旨のところに、「対象となる機関は、今後、他の類似の機関の設置状況等に応じ、速やかに変更することが効果的であるため、条例ではなく規則で規定した方が、適当である」と。この、市民参加推進評価会議と市民協働推進会議の2つの会議は条例(による設置)ですね。それに対し、今回、必要に応じてできたものは規則で定めるとなると、位置づけがちよつと違うような気がするのですが……。新しく規則に基づいて対象となる機関ができた場合は、しっかり26条と関連付けられるような配慮をお願いしたいと思います。審議した当面はいいのですが、長い時間が経った後でも、この趣旨がきちんと伝わるようご配慮をお願いしたいと思います。

【事務局】: ご意見をありがとうございます。こちらの記載の仕方が不正確だったかもしれませので、一点、確認をさせていただきます。

規則で定める附属機関というのは、附属機関の設置根拠、例えば、安城市市民参加推進評価会議の場合、会議の設置根拠自体は必ず条例で定める必要があります。26条の改正案で「規則で定める附属機関」と言っているのは、附属機関の設置根拠そのものを規則で定めるのではなく、自治基本条例の検証の枠組みの対象となる附属機関がどれなのかを自治基本条例の規則で定めるということです。今後新たに類似の附属機関ができる場合は、まず条例で設置根拠を定め、その上で、これを検証の枠組みに入れる場合は、自治基本条例の規則でその附属機関を検証の枠組みに追加していく、という形になります。

【会長】: ここは、非常にわかりにくく誤解を招きやすいところですので、市民の皆さんにわかりやすい表現になるよう再検討してください。行政用語の羅列にしか取れないようなところもあ

りますので、よろしくお願いします。

特に今の第26条のところは前回時間を割いて議論したところでもありますので、この扱いは慎重、かつ、今回の改正の根拠をしっかりと運用されるよう文面をわかりやすく表現していただきたいと思います。他はご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

それでは答申書案については、最終答申という形で取扱いさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、答申について皆さんの合意を得たと判断させていただきます。ありがとうございます。それでは、委員の皆さん全員から、今回の審議に関わっていろんな感想をお持ちになったと思います。前回(5年前)と違うのは、改正内容がたくさん生まれたところだと思います。また、その改正内容についても、運用の在り方についても多くのご意見をいただきました。そういう想いも含めて、これから全員にご発言をいただきたいと思います。

【委員】:私は、農業委員会から来ました。当初は、果たしてこういう難しいことに参加できるか不安でした。ですが、学生時代を思い出して一生懸命辞書を引いて予習してくると、それなりに内容を理解できるようになり、自分なりの意見を持つことができました。自治基本条例は抽象的な部分が大きすぎて、検討するにあたり、物を見ているのではなく概念で喋らなくてはいけないのでかなり難しいところはありませんでしたが、私なりに意見を言わせていただきました。これではばらくはボケないで済むかなという感じです。どうもありがとうございました。

【委員】:概ね妥当な改正ができました。この条例は市民参加を推進するという趣旨でありまして、市民みんなが市政に関心を持って参加するということを推進する点において意味があると思っています。

ただ、この間、2020年2月18日付けの差出人不明の手紙が来て、委員の皆さんは流されているだけだとか、皆さんに期待した我々がバカでしたとか、市側の思惑通りに動いているとか、挙句の果てには、これに賛成する人は左翼だとか、活動家だとか、反皇室だとか、反日だとか、そういうことが記載された文章が届きました。しかも名前を名乗らずメールアドレスだけ記載してある。皆様の中にも届いた方がいるかもしれません。

まるで我々が役所の思うままに動いていて、自分の思うとおりにならないからといってそういう誹謗をするというのは全く許し難い。意見をおっしゃるのは結構。意見を戦わせて多数、少数ということで意見を尊重していくというのが我々の社会のあり方だ。相手を誹謗中傷したり、左翼だとか反日だというレッテルを貼るというのは全く許しがたい、おおいに反省を求める。

【委員】:今回初めて参加させていただいて、いろんな自治体の自治基本条例をホームページ等で

勉強したんですが、今後この条例改正を学校なり市内なりに広く理解してもらえるような活動をやっていただければと思います。よろしくお願いします。

【委員】:私も初めて参加させていただいたんですが。せっかく皆さんで話し合った条例ですから、しっかりと市民の方に知らしめて、広まっていけばと思います。私自身もこれまでこの基本条例をしっかり目にしたことがなく、そういう方々もたくさんおられると思うので。よろしくお願いします。

【委員】:「つくる会」から参加させていただいています。「つくる会」の後も、5年間くらいは、市民に広報する会を自主的につくって町内会や老人会や、いろんな所に出かけて行って、わかりやすい紙芝居をつくったり、寸劇をしたり、という形で広報させていただきました。

でもやはり、「自治基本条例」という言葉が難しい。あの時も議論したのですが「まちづくり条例」とか、もう少しわかりやすい名前だったら、皆さんのとっつきが違ったかな、と思っています。皆さんとこうして議論させていただいて、やっぱり表現が柔らかい方が良かったなあとと思うようなところもある訳ですが、改正するほどでもなかったのもので、特に拘泥していませんが。

10年目の振り返りということで、5年の時もありましたが、振り返りができて、とてもよかったなと思います。安城市が市民参加を目指しているという意味では、とてもいい条例なんじゃないかなと思っています。

【委員】:正直、こういう条例があるのも知らず、勉強させてもらって、1年間考えさせられることが多かったです。市民としては、この条例は難しくてなかなかわからない。これを見て、まちづくりに協力したいと思うかという、正直思わないだろうなと思います。だから、委員さんも、こういう会の人でなく、もっと町の人が入ってディスカッションするような場があってもいいんじゃないかと感じました。

これを見て、もっとまちづくりしたくなる、もっと若者たちがまちのことに関心を持ってもらえるような条例に変わってってくれるといいなと思いました。

【委員】:私は3つのことを思いました。1つは、今回の審議会が条例自身、条文をどうするかということだったと思いますが、本来の目的を考えると、「だれでも幸せに暮らし続けられるまちづくり」というのがねらい。そのための、条文は非常に重要でマストの項目だと思いますが、次に、実態がどのようにうまくいっているかの検証・検討が今後更に重要になってくるなと思いました。そういう意味で、今回やって思ったのは、こういう考え方をより多くの市民にいかに伝えて理解してもらい、少しでも多くの幅広い人が動きやすいような諸施策を実施していくのが重要だなと感じました。市の人は異動でどんどん変わっていった、「この人はこう言ってたけど、変わるとトーンが変わっていつちゃう」とかいった話をよく聞きますが、そういうことがないように、今回のような基本条例は存在していると思っているので、本来の姿をより具体的に進めることが重要だなと感じました。

2点目は、やったことに対する評価はありますが、やったことがいいかどうか重要な点だと思いますが、最終的なねらう姿に対して今何が不足しているか、今どこまでいっているかというような検証をしっかりとやって、今後何をしていくか考えることが重要だなと思いました。

3つ目は、自分自身にとって考えたことですが、定年退職し、趣味から始まっているいろんなことをやり始めました。市民活動のささやかな端くれかもしれませんが。今回参加して、自分が条例のどの部分にどれだけ関わっているのか、ということが少しわかったような気がしました。全体を見る中で、自分自身がどうやればいいのか、条文の趣旨を考えるともう少しこっちに動いた方がいいのかなとか、今後の動き方のいい勉強になったように感じました。

【委員】:私も市民の一人として初めて参加させていただきました。今回は、言葉の難しさに色々苦労しました。辞書を引きながら、なかなか議論についていけませんでした。一生懸命やっただけです。時代は変わるもので、常に勉強していかなければいけないし、知ることが大事なんだな、いろんな人がいるのでいろんな意見があるのは当たり前だと思いますので、その意見をいろいろ言い合いながら、多様な人と歩み寄り、良い社会をつくっていけたらなと思いました。ありがとうございました。

【委員】:自治基本条例は大変難しい内容で大変でしたが、とてもいいものが出来上って、この条例が広く市民に周知され、まちづくりの意識が高まるといいのかなと思いました。

【委員】:私も初めての参加だったんですが、定期的な見直しの審議会ということで、条例については、市職員の方と話したり勉強させていただきました。

今回(審議会の前に)届いた資料を事前に何度か読んだんですが、すごく具体的になっていて、皆さんの意見を事務局の方がすごく汲んでつくってくださったんだなと思いました。逐条解説も、こんなに具体的なものと思うくらい具体的でわかりやすいものができたのかなと思います。ありがとうございました。

【委員】:私も初めて参加させていただきました。最初に資料をいただいた時、この条例があることすら知らなくて、中を読ませていただきましたが、やはり難しいというか、一般の人には難しい言葉が羅列されているように感じました。お休みもさせていただきましたが、参加させていただいて、皆さんこんな風につくっていただいたんだなと思いました。

メンバーは、他の会議でも出ていらっしゃる方も多くいましたので、いろんな方が参加できるといいかなと思いました。また、初めて意見書とかをいただきまして、こういう方が議会にみえるんだなと思いました。いろんな意見があるということはいいと思いますが、これもこれということで、いろんな考え方を見させていただいて、いい勉強をさせていただいたと思います。

【委員】:私は町内会という立場で出させていただいたんですが、今回の検証の枠組みで、市民参

加、市民協働の2つの附属機関に町内会長連協の会長が会議に出るということになって、責任が重くなったなあという実感があります。

いろんな条項の中に私達の意見を十分すぎるくらい反映していただきまして、委員の方も満足してみえるんじゃないかなあと思います。いろんな会議が市の方で開催されますが、委員の皆さんの意見がなるべく反映されるようにすることは大事なことでと思いますので、他の会議でも参考にいただければと思います。

【会長】: 皆さんありがとうございました。今いただいたご発言も、記録を取り、事務局の方でしっかり扱い、市長にも伝えていただくことにしたいと思います。

先程、第26条についてご意見をいただいた箇所について、修正を急ぎ取り組んでまいりましたので、その内容を事務局から説明をしていただきます。この時間の中での処理ですのでまだまだ不十分な所もあるかもしれませんが、その部分はまたご指摘いただいて、私、副会長、事務局で再度内容を確認してより適正なものとして扱いたいと思います。では、事務局より説明いただけますか。

【事務局】: 今お配りした資料をご覧ください。6ページの中段の下辺り、「今後」以下が、先程、委員からご指摘をいただいたところです。条例が何に掛かっているかがわかりにくい表現になっていましたので、改めて記載させていただきました。「今後、他の類似の附属機関が条例で規定され設置される場合は、速やかにこれらの附属機関の意見を聴くことが効果的であるため、対象とする附属機関については、本条例の施行規則で規定した方が、適当であると考え。」と改めて記載させていただきました。再度ご確認ください。

【委員】: 非常にわかりやすくなったと思います。ありがとうございます。

【会長】: では、今回頂いた内容に基づく修正を行いました。この内容について合議いただきましたので、これから答申に移りたいと思います。

【司会】: ありがとうございます。それでは、答申の準備をしますので、11時50分まで休憩とさせていただきます。

5.答申

【司会】: それでは、鈴木会長から市長へ答申をしていただきます。

【会長】: 安城市自治基本条例の検証について答申いたします。令和元年7月3日付、31企画第5号により諮問のありました「安城市自治基本条例の検証について」、慎重に審議をした結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。貴職におかれましては、この答申内容を踏まえ、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

【会長】: 一言よろしいでしょうか。この間、委員の皆様方、非常に真摯なご議論、またそのご議論し

ていただくための準備をいただき、大変な労力なり日頃の見識を持って、今回の審議会に臨んでいただきました。

市長の諮問をいただいたことによって市民の皆様方が改めて自治基本条例は何かということを読み直したり、あるいは自治基本条例に関わる様々な行政サービス、業務、市民参加の意義等を感じとり、とりわけ次の若い世代の意見や行動がいかに関心であるかを感じとり、ワークショップも行ないながら、今回の答申にまとめることができました。

10年ぶりに大きく改正しましたので、その内容について是非ご検討いただき、しっかり具現化いただけるよう図っていただきたいと思います。

私は今回会長という職をいただきました。これに関わって、3点ほど市長にお願い申し上げます。

1点は、今回、条例の見直しということについて随分な議論をいただきました。市民の皆さんも日常の生活を通じて、公共の担い手として自覚を持ち、生活をしております。日々の生活の中で感じ取る行政の仕事について、こうした方がいい、こうすべきだ、あるいは、こういう協力がしたい、という様々な意見があることがわかりました。従って、今後、5年を待たずに見直しが必要であるとか、状況に応じて条例をもう一度チェックして様々な施策を充実させていこうという場合には、是非この自治基本条例の趣旨に即して自治基本条例そのものの検討をしっかりとさせていただくようお願いしたいと思います。

2点目、今回、私共は審議会の委員を仰せつかり、実は非常に残念な経験を致しました。名前の書いてない手紙が委員の元に届けられたり、あるいはこの会議の帰り際に呼び止められたりして、中には我々の行動が事務局に流されているという発言をされたり、市の主導のままに動いている、全く役に立たないようなそういう言動をするものであるというような趣旨のことを手紙でもって委員に送りつけるということが起きました。これは委員に対する非常に不適切な行動ですし、見識を欠いたものであると思います。ただこれについては、名前が記されていないので、そういうことがあったという事実を述べさせていただきます。

3点目、今回、私は会議の責任者、議事運営を仰せつかりました。その何回目かの会議の際に、会議運営が非常にやりにくい、つまり会議の中で傍聴者が意見を言ったり、不用意な発言をしたりというようなことが見受けられて、運営のやり方の見直しをせざるを得ないことがありました。その段階で市長の方に申し出をするかどうか悩みましたが、委員の皆様方にも問いかけをし、議事を優先することとして参りました。このような市長が諮問した重要な審議会です。この審議会が妨害される、あるいは、運営が適正に行われないということはあってはならないと思います。ましてや自治基本条例という根幹に関わる審議でありますので、これが適正に行われるような環境づくりというのは、市長の責任であるというように思います。これが今回著しく阻害されたと私は受け止め、委員の皆様方もそのように受け止めていられ

やる。こういうことが2度とないようにお願いしたい。そして、市議会議員の中から非常に委員あるいは市民に対する冒とくに当たる言動が文面によって寄せられています。是非、行政の責任者として議会の方にもこのような議員の言動を厳につつしみ、場合によっては懲戒に当たるか否かを含めて、厳しく責任を問う態度を議会に対して示していただくようお願い申し上げたい。これは審議会に対する非常に大きな不安要素になると思います。こういうことがあると市民の参加が、今後名実ともに実効あるものとして出来ないと思います。安城市にとって大きな損失になると思います。市民が市政に対する不安を抱えてはいけません。是非市長として今回の条例の内容についてしっかりと検討していただくと同時に議会に対する厳しい申し入れを是非お願いしたいと思います。

以上、委員を代表して、市長の方に付けさせていただいた言葉であります。文書は持っていませんが、是非受け止めていただければ幸いです。

【司会】:ありがとうございました。ただいまの答申書の写しを、お席にお配りさせていただいております。続きまして市長よりあいさつ申し上げます。

6.市長挨拶

【市長】:本日は、ご多用の中、安城市自治基本条例審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、昨年の7月から本日まで、6回の審議をいただき、このような形で答申をおまとめいただいたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

諮問時の私の挨拶で、「変えるべきものは変え、残すべきものは残し、より良い形でこの条例の目的を達成できる」ように、今回の検証をしていただきたいとお願い申し上げました。

今までの審議の内容を聞かせていただくと、委員の皆様のそれぞれの立場や経験を踏まえ、安城市の現状、将来を見据えながら、細かい箇所も含めて、予断を持つことなく、真剣にご議論いただいたと承知しております。

特に鈴木会長におかれましては、豊富な経験と卓越した知見を活かして、円滑な審議会の進行をしていただいたことに深く感謝申し上げます。

頂いた答申につきましては、今後、議会の議決が必要となって参りますが、答申内容に沿った条例の改正、それから市政運営ができるよう最大限努力をして参る所存です。

今後、高齢化が進み、本市においても人口の減少が迫ってくる中で、自治基本条例の主眼でもある「まちづくりを『自分事』として捉える」という精神は重要性を増してくるものと思われます。この精神が広く市民に普及しますように、行政としてももちろん努力しますが、委員の皆様のご協力も引き続きいただけますようお願い申し上げたいと思います。

いろいろなご苦勞があったということが、今、会長さんのお話から伝わって参りました。

今後も市として、自治基本条例の目的としている「市民が主役のまちづくり」の実現のため努力して参りますので、委員の皆様のご指導、ご助言を賜りますよう、改めてお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。委員の皆様、長い間に渡って、本当にありがとうございました。

7.連絡事項

【司会】:続きまして、事務局より連絡事項を申し上げます。

【事務局】:この一年間、6回という長丁場でしたが、毎回真摯にご審議いただきましてありがとうございました。

答申後のスケジュール予定について、簡単にご説明いたします。本日いただきました答申のうち、条例の改正に係る箇所について、今後法制部局とも協議した上で、答申内容を原則とした議会に上程する改正案を作成します。その改正案を、本年の6月頃にパブリックコメントに付した後、9月議会に上程する方向で進めて参りたいと考えています。議会で承認をいただいた後には、自治基本条例を紹介するパンフレット等も新たに編集し直し、条例の趣旨等を改めて市民の皆様にも広く周知していきたいと考えております。

【司会】:これを持ちまして安城市自治基本条例審議会を終了いたします。一年間ありがとうございました。

以 上